

比布町複合庁舎建設に係る設計施工一括方式公募型プロポーザル評価要領

令和8年5月25日告示第71号

1 評価要領の位置づけ

この評価要領は、「比布町複合庁舎建設事業事業者選考委員会(以下「選考委員会」という。)」が、本業務の優先交渉権者を選考するための審査方法及び審査基準等を示すものである。

2 優先交渉権者の選定方法

- (1) 優先交渉権者の選定は、本要領に基づき、選考委員会の審議により選定する。
- (2) 優先交渉権者の選定にあたっては、審査委員会において、事業者の実績及び体制、設計能力及び施工能力、技術提案内容、提案価格並びにヒアリング内容等を総合的に勘案し、評価するものとする。
- (3) 優先交渉権者選定までの手順として、参加資格を確認し、資格のあるものに対し、技術提案審査を実施する。
- (4) 評価項目及び配点は、以下のとおりとする。

審査項目		配点
1次審査	参加表明書等審査	15点
2次審査	技術提案書審査	65点
	提案価格審査	20点

- (5) 評価点の最も高い参加者（総配点の6割以上の得点があった参加者に限る。）に優先交渉権を与え、随意契約に向けた交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は次点の参加者と交渉を行う。
- (6) 提案書の採点は、評価項目ごとに選考委員が行い、7名の選考委員が採点した点数の合計とする。
- (7) 技術提案書の評価は、その内容についてのヒアリング結果を含めて評価する。

3 審査項目及び配点基準の詳細

提出された参加表明書等は、選考委員会において内容を確認し、比布町複合庁舎建設に係る設計施工一括方式公募型プロポーザル実施要領「3参加資格要件等」の資格適合者に対し、書面により通知し、技術提案書の提出を求める。それ以外の参加者には、参加が認められない理由を付して参加資格審査結果を書面により通知する。

4 審査項目及び配点基準の詳細

業務実績及び技術提案書の審査内容及び配点基準は、別添「審査評価基準表」のとおりとする。